広島市政と市民

9月1日号　No 320

印鑑の登録替えは9月30日までに

くわしいことは、市役所戸籍課（電話45—2111内線254）まで

台風シーズンに備えて

危険な場所をまず確かめましょう

9月1日は「防災の日」

9月1日は「防災の日」です。大正12年の関東大震災を記念して、台風や地震、津波などの災害による被害を防ぐ意味で、この日が「防災の日」に定められました。また、9月1日は、立春からかぞえて210日目に当り、古くからよく台風が襲来し、ちょうど開花したばかりの稲に大きな被害を与え、農家にとっては厄日とされています。台風が一番多く襲来するのも9月ですし、9月は災害の多い月といえましょう。よく"災害は忘れたころにやってくる"と言われますが、わたしたちは、つねに「災害と隣り合わせで暮している」ことを考え、まんいち災害が起きても被害を最小限にくいとめるという努力を続けることが必要です。

台風による被害は、住んでいる場所や建物構造などによって違ってきます。まず、自分の住んでいる場所の危険性や問題点を知ることが被害を少なくする第一条件です。山くずれや石垣くずれなどの危険はないか、付近に緊急避難ができる建物はあるか——など、土地や建物の状況をよく調べるとともに、家庭内ではつぎのことに注意してください。

◇屋根、雨ドイ、下見板、看板、排水溝など家のまわりに気をつける。

◇電燈の引込み線に樹木がふれて、ショートする危険がないようにする。

◇窓、雨戸をくぎづけで補修する。

◇雨戸のないガラス戸には、テープなどを張り、割れたときの予防をする。

◇停電に備えて照明具を用意する。その際、ローソクなどによる火災の予防に注意する。

◇台風情報やニュースを聞くために、トランジスターラジオを用意する。

◇非常食糧、応急医薬品を準備するほか、水筒に湯茶を、その他の容器に水をためておく

◇貴重品、重要書類などは、ビニール袋にまとめておく。

◇老人、病人、子どものために、安全な場所を考えておくとともに、早めに避難する。

9月1日から1万円に
助産費を増額

国民健康保険の被保険者が出産されたとき助産費として、これまでひとり2,000円を支給していましたが、9月1日からは、増額して1万円支給することになりました。これは9月1日以後に出産された人でないと適用されませんのでご承知おきください。

請求方法は保険証、母子手帳、印鑑を持参して、地元の各出張所（本庁管内は戸籍課）で手続きをしてください。

10月1日から新しく
保険証を更新

国民健康保険の被保険者のみなさんが持っておられるいまの保険証は、有効期限が9月30日までになっていますので、10月1日からは使えなくなります。新しい保険証は、9月中ごろまでに、直接、被保険者のみなさんへ郵送でお送りします。新しい保険証は受け取られた日から使用できます。

新しい保険証をお使いになるときは、つぎのことに注意してください。

①通院、入院などのため、病院や医院に提出しておられる現在の保険証は、新しい保険証と取り替えてください②住所の変更届をしないで住所を変わっておられる人には、新しい保険証をお送りすることができませんので前住所地の市役所出張所（戸籍課）で手続きをして、新しい保険証を受け取ってください③被保険者やそのほか記載事項に異動があるときは、地元の出張所（戸籍課）へお届けください。

国保で健康を守りましょう

くわしいことは、いずれも市役所国民健康保険課（電話45—2111内線321・596）へおたずねください。

軽減の範囲を拡大
低所得世帯の保険料

国民健康保険の低所得世帯に対する保険料の軽減対象範囲がひろげられました。

◇保険料の軽減対象になる世帯

前年中の総所得金額が①12万円以下の場合（これまでは11万円）②世帯内（世帯主をのぞく）の被保険者数に5万円（これまでは4万5,000円）をかけて得た額と12万円（これまでは11万円）とを加えた額以下の場合。

たとえば、世帯内の被保険者数が、世帯主をのぞいて3人の場合、総所得金額が12万円＋（5万円×3人）＝27万円以下（これまでは24万5,000円）の場合が対象になります。

新しく該当することになった世帯の人は、さきにお送りしている所得申告書に必要なことがらを記入し、市役所国民健康保険課か地元の各出張所へ提出してください。

「広島県美術展」へどうぞ

県民のみなさんから公募した作品（絵画、彫刻、工芸、書、写真）を展示する「広島県美術展」が開催されます。初秋のひとときを、お家族づれでどうぞ

とき／9月6日（土）から9月15日（月）まで。午前9時から午後4時30分まで。

ところ／県立美術館（上幟町2—22）

入場料／一般（個人70円、団体50円）、学生（一般50円、団体30円）、小中学生（一般30円、団体25円）

工事中の広島城の堀に立ち入ってはいけません

市役所では、広島城の堀に水をはるため改修工事を進めています。そのため、堀の中へ深い穴を掘っていますので危険な箇所がふえています。

広島城で遊ぶお子さんには、堀にはいらないようご指導ください。痛ましい事故がありましたので、弔意を捧げながら、みなさんにご注意します

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和44年9月1日

下水道の早期完成を

9月10日は「全国下水道促進デー」です

9月10日は「全国下水道促進デー」です。これは、汚水や雨水を完全に排除して、健康で快適な生活を約束する本格的な「下水道」に対する理解を深めていただき、普及促進をはかろうという日です。

広島市の下水道の普及率は、市街地面積の約10%しかありません。市では、こんご急速に下水道の建設を進めるため、新下水道建設計画を決定し、昭和50年度末までには、市街地の約半分に下水道を完成させることにしています。受益者負担金制度も、下水道を急速に建設するために実施するわけですが、下水道の建設には、たくさんのむずかしい問題があり、市民のみなさんのご協力がなくては、とうていこのたびの計画を達成することはできません。下水道事業に対して、市民のみなさんのいっそうのご理解とご協力をお願いします。

下水道に対する理解を深めていただくため「全国下水道促進デー」に当たって、つぎのような催しを行ないますので、多数おでかけください。

とき／9月10日（水）午前10時から午後3時まで。

ところ／千田下水処理場（南千田東町）

内容／①下水処理場見学②下水道相談会

原爆手帳の書き替えを

原爆手帳の書き替えと健康診断を行なっています。該当者は原爆手帳と通知書を持参してください。9月の日程はつぎのとおりです

■出張班／◇1・2日＝宇品集会所◇3日＝宇品東小◇4日＝元宇品会館◇5日＝楠那小◇8・9・10・11日＝大河漁業会館◇12・16日＝大州小◇17・18・19日＝荒神町小

■原爆被爆者福祉センター班／◇1・2・3・4・5・8・9・10・11日＝吉島地区◇12・16日＝広瀬地区◇17・18・19日＝天満地区

■舟入被爆者健康管理所班／◇1・2・3・4・5・8・9・10・11・12・16・17・18・19日＝舟入南町

受付け時間は、いずれも午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです。

先月から、毎月第3日曜日の午前中（受付け時間は午前9時から同11時30分まで）原爆被爆者福祉センターで、手帳の書き替えと健康診断を行なっています。今月は9月21日ですから、平日、勤務の都合などで書き替え手続きや受診のできない人は、この日をせいぜいご利用ください。

正しい犬の飼いかたを

犬による苦情や公害をなくし、明るく住みよい町づくりを進めるため、9月1日から1か月間「正しい犬の飼いかた強調月間」が実施されます。

現在、市内には約1万頭の野犬がいるものと推定されています。野犬がふえるのは、飼い主が無責任に放置するのがおもな原因です犬を飼っている人は、必ずつぎのことを守ってください。

①登録や狂犬病予防注射を受ける②放し飼いしないで、必ずつないでおく③人に咬みついた犬の飼主は届け出る④捨て犬をしない。

犬がいらなくなったときには、むやみに犬を捨てないで、市飼犬管理事務所（冨士見町11—27　東保健所構内）へおつれください。

「愛犬交換会」へどうぞ

「愛犬交換会」は犬の正しい飼いかたや捨て犬の防止、野犬のぼく滅を目的にして開いているもので、犬を飼いたい人、犬がいらなくなった人が集まって、おたがいに交換する催しです。当日は、犬の登録、狂犬病予防注射、犬の避妊手術相談、飼育相談にも応じます。

とき／9月14日（日）午後1時から午後4時まで。

ところ／飼犬管理事務所（冨士見町11—27　東保健所構内　電話41—1151）

計量器の定期検査を

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから、必ずお受けください。検査は雨天でも行ないます。9月の日程と場所はつぎのとおりです。

◇1日＝元宇品保育園◇2日＝千暁寺◇3日＝宇品小◇4日＝宇品出張所◇5日＝千田廟公園◇9日＝県立広島病院◇10日＝皆実出張所◇11日＝翠町第一公園◇12日＝皆実小◇16日＝県食品工業試験場◇17日＝大河小◇18日＝楠那小◇19日＝柞木会館◇24日＝広大付属病院◇25日＝仁保小◇26日＝比治山小◇30日＝段原中

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から同3時30分までです

募集

競輪臨時従事員

■投票関係従事員

資格／満45歳未満の健康な女性

募集人員／約20名

勤務時間／午前10時30分～午後5時

給与／700円（基本給500円＋皆勤手当200円ただし、試用期間3か月終了後は基本給550円）

■警備関係従事員

資格／満60歳未満の健康な男子

募集人員／若干名

勤務時間／午前9時30分～午後5時30分

給与／900円（基本給700円＋皆勤手当200円ただし、試用期間3か月終了後は基本給750円）

勤務日数、面接日時・場所はつぎのとおり

勤務日数／1開催（1か月）当り6日間。

面接日時・場所／土・日曜日をのぞく午前9時から午後4時まで。競輪事務局（宇品海岸三丁目6番　電話51—4530）で。

そのほか、繁忙手当や記録手当などの諸手当がありますが、くわしいことは、同事務局へおたずねください。

婦人教室参加者

婦人のみなさんの教養や知識を高め、趣味や技術を伸ばすための幅広い講座が、社会福祉センターで開かれています。お知り合いやお友だちのみなさんとさそいあってご参加ください。

資格／市内に住所か勤務場所がある婦人

申込み場所／社会福祉センター婦人教室事務局（千田町一丁目　日赤病院裏）

講座科目／孔版　華道　日本舞踊　民謡　短歌　謡曲　詩吟　書道　洋画　英会話　和裁　洋裁　造花　工芸　手芸　人形　茶道　料理

曜日、時間とも各科目によってちがいますので、申込み方法など、くわしいことは、婦人教室事務局（電話43—3274）へお問い合わせください。

「点字広報」希望者

市では、ことしから盲人のかたのために、「点字広報」を発行しています。希望者は市役所広報課（電話45—2111内線229・509）へお申し込みください。

今月の納期

固定資産税
都市計画税
（3期分）

納付期限
9月30日

9月1日から7日までは「性病予防週間」です

9月1日から7日までは「性病予防週間」です。保健所ではこの週間中、梅毒の血液検査を無料で行ないます。希望者は、東・西・南の各保健所へ申し込んでください。

受付け時間は、午前9時から午後3時（土曜日は、午前9時から同10時）までです。

くわしくは、各保健所まで。

広島市政と市民

特集号　No 3 2 1

「ヒロシマの証言」と被爆地図復元

〝被爆体験〟を受け継ぎましょう

原爆犠牲者の二十五回忌に当たった8月6日が過ぎ、終戦記念日の8月15日も去り、初秋のおとずれとともに、いま広島の町は平常と変わらぬ様相を取りもどそうとしています

ことしも、8月6日を中心に、被爆都市広島はいろいろな意味で世界の人たちの注目を集めました。「8月6日は原爆犠牲者の慰霊の日だから、静かな祈りの日にしてほしい」という意見と、「8月6日は被爆体験を起点として、平和を訴え行動を起こす日だ」とする意見が交さくして、犠牲者を弔う線香の煙の中に、「核兵器禁止、沖縄を返えせ」のシュプレヒコールがこだましました。

祈りを批判する人々、若い人たちの反戦へのエネルギーにとまどう人々――〝8月6日のヒロシマ〟の姿に対する賛否はいろんな形で出されるでしょう。「祈りだけでは何もできない」という若い人たちを中心にした意見はよくわかります。しかし、広島の祈りは、犠牲者の霊を弔うと同時に今日の平和を確かめ、あすの平和を決意し合うという素朴で庶民的な強さを持った訴えがこめられているのです。平和への果敢な行動、戦争反対の力強い行動――いずれも庶民的な強さを持った祈りが基調であり、出発でなければならないのではないしょうか。

こうした決意と願いをこめながら、〝8月6日のヒロシマ〟を、広島という地域社会全体のものとして、市民生活の中にしっかりと位置づけるため、わたくしたち広島市民は、8月6日の意味をもう一度見つめなおし、心の中で平和をかみしめてみたいものです。

× × ×

原爆が投下され、太平洋戦争が終結してから24年、世はまさに太平ムードの波にのり、〝昭和元禄〟という奇妙なことばが、なんら抵抗なく受け入れられるきょうこのごろです

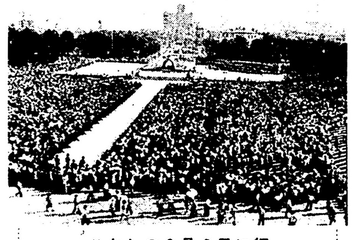

ことしの8月6日に行なわれた平和祈念式典

恐怖と飢えにおびえ、生命の危険に戦慄した24年前の戦争体験＝被爆体験が、ともすれば遠くなつかしい思い出となって甦えってきます。戦争の歴史に刻まれた血や汗を忘れ、にがにがしい戦争体験がいつのまにか勇壮美談物語にぬりかえられてしまっています。

ある日、小学校4年生の坊やに、「ぼく、戦争を知ってるかい」とたずねてみました。その坊やは「テレビや映画で見るから知ってるよ」と言いました。そして、「ぼく、戦争へ行くかい」という問いに対して「行くよ」と威勢よく答えました。「なぜ行くの」――「兵隊さん、カッコイイじゃあないか」――思わずギクリとしました。また、ある調査によれば、30%の広島市の中学生は、原爆投下の月日を答えられないという結果が出されています。これが、現代っ子の現実の姿です。

× × ×

昨年あたりから、「被爆体験の継承」ということばをよく耳にします。これは、戦争体験や被爆体験を持たない若い世代に、戦争のおそろしさ、原爆の残酷さを語り伝え、若い世代の意識を高めることによって、戦争の惨禍、原爆の悲劇を二度と繰り返えしてはならないという自覚を確固たるものにしてもらおうとする活動のことをさしています。

「被爆体験の継承」の活動は、あらゆる分野で進められなければなりません。ことに、教育の場で継承の活動が着実に行なわれることが、たいへん重要な課題であります。ことし広島市では、学校教育の中で戦争のおそろしさ、原爆の残酷さを教え、平和への努力を惜しまない子どもたちを育てようという動きが起こされています。

こうした実情をふまえて、この特集号ではこのたび、市が発刊した「ヒロシマの証言」の発刊意義と内容、また、現在、市民運動として進められている「被爆地図復元」の持つ意義と内容を紹介し、「被爆体験の継承」とどう結実させ、発展させて行くべきか、市民のみなさんとともに考えてみたいと思います

平和と教育の課題に一つの手がかり

「ヒロシマの証言」を発刊

「平和を考える――ヒロシマの証言」は、できるだけ市民のナマの声を生かし、市民の体験と悲願を訴える中から、平和精神の高揚に役だたせるのが発刊の目的です。わたくしたちは、未曽有の悲しい体験をした広島市民として、わたくしたちの社会の中に、ふたたび原爆の悲劇を繰り返えさないという意識をうえつけ、その盛り上りを結集して、恒久平和を確立しなければなりません。わたくしたちの仲間であり、同胞である広島市民が、あの8月6日に、実際に原爆を体験し、ある人は即死し、ある人は傷ついてのち死亡し、また、ある人は生きながらえながらも、その傷痕が消え去らないでいるのです。そのような人たちのナマの声を聞き、悲惨な体験記を読むことによって、わたくしたちは同じ市民、同胞として、わたくしたちの町から、いや、地球上から原水爆の使用を追放するという悲願を実現させる活動を根気よく続けて行かなければなりません。

そうした意味で、この書物は、平和と教育というむずかしい課題と取り組んで行くうえに、何か一つの手がかりを与えてくれるとともに、すべての平和運動の起点になり推進力になるものと思います。

序文　広島市長　山田節男

第1編　被爆体験

1　原爆が落ちたとき

原子雲の内と外から眺めた被爆直前・直後の状況を17名の手記でつづる。

2　生きながらの地獄図

炎の渦に巻かれ、大火柱、竜巻きに奔ろうされ、黒い雨に激しく打たれながら、あてど

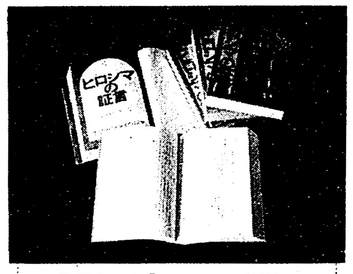

発行された「ヒロシマの証言」

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社文化社　発行日／昭和44年9月6日

もなく逃避して行った6名の手記など。

3　廃虚と屍の町

魚を焼くのと同じように死体を焼く練兵場など、悲惨な状況を展開しながら、それでも原子砂漠の中で生きて行かなければならない人たちの苦しみを訴える12名の手記。

4　原爆投下の状況

5　平和の願い

被爆体験に発する平和への強い願いをこめた5名の手記を紹介し、被爆体験をどう受けとめるかを考える。

第2編　被爆者と市民の生活史

1　原爆孤児

原爆孤児に対する救済運動、孤児のさんたんたる生活などを、関係者、孤児自らの手記によって紹介する。

2　原爆障害に悩む人々

突然白血病で死亡した少女の母親の手記、原爆症に苦しみながら24歳の生命を散らした乙女の遺書、原爆小頭症患者とその親たちの詩や手記を紹介することによって、原爆障害に悩む人々の生活を考えてみる。

3　原爆孤老

うば捨て山よりほかには行くところはないという孤老のつぶやきなどを紹介し、孤老に対する現実の対策を深く掘りさげる。

4　原爆を作品に書いた人たち

原爆をテーマにしてきた有名、無名の作家の作品を引用しながら内容を概説する。

5　立ちあがった人々

胴体だけが残った母親の屍を火葬するために、木片を探す少年のことなどを紹介して、失われたものを回復するという苦しく、矛盾に満ちた生の営みを深く押し出す。

6　報道関係の努力

7　遠くにいる被爆者たち

沖縄の原爆体験者、被爆朝鮮人の実態などを紹介し、救援の問題を探る。

8　平和教育への道程

第3編　被爆者救援と平和への努力

被爆直後から今日まで、被爆者と市民が平和のためにつみ重ねてきた努力を、年代を追って記述する。

この「ヒロシマの証言」は、B6判変型、全476ページで、すでに各書店で売り出されています。定価は580円です。くわしいことは、平和文化センター（平和記念館内　電話41--5246）へおたずねください。

被爆者救援の基礎資料に役だつ

「被爆地図復元」を市民運動に

原爆による死亡者の数は何人ですか――こんな質問をされたとき、正確に答えられる人はいないでしょう。よく引用される数字としては、78,000人、92,000人、また、20万人以上だろうと、幾とおりにも分かれてしまいます。現在のところ、一番最後の数字が近いだろうということになっています。これとて、正確なものではありません。原爆のおそろしさを何よりも物語るはずの死亡者の数でさえこのような状態なのです。現在、被爆者の実態を総合的に正確にとらえたものがないために、こうした基本的な数字がは握されていないわけです。

平和を願う日本国民にとっては、広島は常に核時代の原点であるとよく言われます。ノーモア・ヒロシマズという声は、過去24年間にわたって絶え間なく叫ばれ続けてきましたが、原爆によっていったい何人の人がなくなったのか、また、その人たちがどこで、どういうふうな生活を営んでいたのか、また、それらの人たちの生活や人生というものが原爆によってどのように変わって行ったのか。こうしたことがいまなおわからない状態のままでは、被爆の原点は空白以外のなにものでもありません。

広島市は、今年度の予算に300万円を計上して被爆全体像調査にのり出すことになりました。これは、生存しておられる被爆者や市民のみなさんが、ひとりひとり自分の肉身や知人の死を、また、自分たちに関係のあった被爆前の町の一軒一軒の家や路地を空白の地図に書きとめて行くという市民のみなさんの証言を手がかりにして、被爆の実態を明らかにしようとするものです。

いままでの原爆被災に関する調査は、特殊な分野のものばかりであり、被爆実態の全体像を確認することもできなかったのです。

被爆の実態を物理学的に、生物学的に、医学的に、社会学的に、また社会心理学的にもできるだけ早く調査・研究しておかなければ被爆者の証言は、記録されないうちに忘却のかなたに消えてゆき、また、被災資料を保存する体制が不備なままに資料が散逸してゆくということになりますですから、総合的な調査をしなければ永久に原爆のおそろしさを正しく語ることができなくなってしまうおそれも出てくるのです。

昭和41年8月ごろから、一般市民や被爆者の中で、総合的な調査をしなければならないという動きが出てきましたいわゆる「爆心地復元運動」と呼ばれるものがそれで、旧中島本町、材木町など、現在平和記念公園になっている地区の被爆直前の戸別地図を作成するという一つの目的のもとに、広島大学原爆放射能医学研究所、NHKそれにその地区の旧町民の有志がいったいになって復元作業を進めました。その後、市民のみなさんの協力と参加のもとに、この運動は大きく盛り上り、爆心地だけでなく、それを越えるもっと広い地域へとひろがり、「被爆地図復元」へと進みました。

いっぽう、こうした「被爆地図復元」という作業を全市的に進めることに対して、生存する被爆者の中には素朴な感覚として、「現在生活に困っている人をはじめとする被爆者の救援がさきではないのか」という疑問をもっている被爆者が少なからずおられます。

この運動を強く押し進められておられる広大原医研の志水所長は「昨年9月から施行されている特別措置法にしても、基本点を健康におくか、生活を基準におくかが問題であった。生活に基準をおかなければならないはずだが、生活を基準におくところの説明資料が現在のところないということが大きなマイナスであった。したがって、早く確実な資料をつくるということで、今回は一応暫定的に健康に基準をおいた特別措置法をつくらざるを得なかったのだ。そこで、全体像調査によって、被爆者の個人の調査資料だけでなく、その世帯の、いわゆる全体の調査資料ができて被爆者戸籍というものが確立すれば、生活を基準におくような援護法の裏付けができるのではないだろうか。その意味でも全体像調査を重視している」と強調されています。

「被爆地図復元は」、全体像調査のワン・ステップですが、これは市民のみなさんの積極的な協力・参加がなければ実現できるものではありません。本年度の調査は、爆心地500㍍から2,000㍍の範囲内で、別表にかかげるような旧町を対象に考えています。これらの町に関係のある市民のみなさんは、この調査の趣旨をじゅうぶんおくみとりいただいてご協力くださるようよろしくお願いします。

距離	旧町名	連絡先		
爆心500㍍以内	猿楽町　中島本町 細工町　天神町　横町　材木町　鳥屋町 元柳町　大手町一丁目～五丁目　鷹匠町 鍛冶屋町　塚本町 紙屋町　左官町　塩屋町　油屋町　尾道町　研屋町　革屋町 播磨屋町　西魚屋町 中町　袋町	広島大学原爆放射能医学研究所社会医学教室 霞町	51—1111	内線 457
		NHK広島中央放送局 大手町二丁目	47—6161	
500㍍～2000㍍	石見屋町	幟町10—5	明　平八郎	21—5274
	上流川町	幟町7—16	田坂　重美	21—0383
	鉄砲町　八丁堀	田中町6—13	山本　巌	41—2406
	京橋町	京橋町7—9	松井　亮吉	61—3323
	東観音町二丁目	東観音町20—5	原田　安正	31—2509
	東観音町二丁目南区	己斐上町1934の2	牛尾ユクヨ	71—9644
	千田町一丁目	千田町一丁目3—24	鈴木　茂	41—1790
	千田町二丁目	千田町二丁目1—8 千田町二丁目1—10	沢井千万人 山崎与三郎	41—4605 41—3020
	千田町三丁目	千田町三丁目1—9 千田町三丁目11—12	宮本　福松 上迫　猛一	41—1890 41—2037 43—2866
	南千田町	南千田西町6—12	正田　健蔵	41—1606
	東千田町	光が丘11—35	青木　勲	61—6976
	広瀬北町	広瀬北町5—4	伊藤　庫敏	32—5924 (呼八反田)
	堺町一丁目・二丁目	堺町一丁目5—1	藤井　寧	31—3311
	横川三丁目	横川町二丁目660	内山　新一	32—0904
	薬研堀	比治山本町8番	松室　一雄	
	白島東中町 白島九軒町	白島中町12—14	森弘　助治	21—6126
	西観音町	西観音町18—14	山村　開	
	河原町	河原町11—9	大東　政吉	31—3942

ここに掲げた町以外で、被爆地図を復元したいという希望がある人は、平和文化センター（平和記念館内　電話41--5246）へご連絡ください。

広島市政と市民

9月15日号 No 322

人口と世帯

人口	555,729(554,526)
男	278,437(277,834)
女	277,292(276,692)
世帯	187,016(186,556)

44年7月31日現在
(カッコ内は6月30日現在)

おとしよりに幸せな余生を

九月十五日は「敬老の日」

「あのねー、おばあちゃん……」と典恵ちゃんが話しかける。

「なんのおー、もういっぺん言うてくれんさいや」とおばあちゃん。

若い人も自分のこととして考えましょう

九月十五日は「敬老の日」です。この日は、国民みんながおとしよりの長寿を祝福し、幸せな余生を送ってもらうことを考えるとともに、おとしよりにも自らの生活向上に努める意欲を高めていただくための日であり、この日から二十一日までを「老人福祉週間」としています。

医学が進歩し、食生活が改善されたことなどにより、平均寿命は年々のびており、老齢人口は増加の一途をたどっています。それに加えて、核家族化の進行など、家庭環境や社会環境が大きく変わり、おとしよりの生活はたいへん不安定なものになっています。こうした事情から、いまや老人問題は、ただ単に家庭内の問題だけにとどまらず、社会問題として、その解決をはからなければならない問題にまで発展しています。

老人問題は、おとしより自身の問題であることはいうまでもありませんが、同時に現在の若い人たちの老人扶養の問題でもあり、さらには、若い人たち自身の老後の問題でもあります。

「敬老の日」は一日だけですが、おとしよりに関したいろいろな問題は、わたくしたちの日々の生活の周囲に山積しています。老いも若きも、自分自身の問題として、解決への努力をこの日だけで終わらせることなく、積極的にこの問題に取り組む姿勢を持っていなければなりません。

満百歳の木村ウタさん

――写真のおばあちゃん――

木村ウタさんはことしの四月十一日で満百歳。市内で最年長者である。お孫さんに当たる斗舛秀行さん（西荒神町一―五）がウタさんのめんどうを見ている。

ウタさんの日課は、家族といっしょにテレビを見たり、熱帯魚の美しさに接したりするのがおもである。曽孫の典恵ちゃん（十一歳）と話すのも楽しみの一つ。

「あのねー、おばあちゃん……」――耳もとで典恵ちゃんが大きな声を出してウタさんに話しかける……。カメラをむけると、ニヤッと笑ってあとの話をやめてしまった。「おばあちゃんに何を言うの」と問いかけたら、「おじちゃんたちが帰ったら、おばあちゃんにいいことを言ってあげるんよ」と、典恵ちゃんは首をすくめた。そばでハルコさん（典恵ちゃんのおかあさん）が、「おばあちゃん、長生きしてね」とほほえんだ。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和44年9月15日

安らかな老後のために

長いあいだ社会につくしてきたおとしよりを、うやまいいたわるのは若い世代の人のつとめです。市では、おとしよりに安らかで楽しい老後を送ってもらうため、いろいろな行事や事業を行なっています。

「敬老の日」には、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳、百歳以上のおとしより二千九十九名を、公会堂で行なう式典に招待して、記念品を贈るほか、各地区で催される敬老会の主催団体には酒券を贈って長寿を祝福します。また、六十五歳以上の老人（老人バッチの所有者か老人手帳提示者）に対し、九月中は映画のおとな料金を五割引きにします。

▼老人家庭奉仕員＝老人家庭奉仕員は、身のまわりの世話をする人がおられないため、日常生活にお困りの満六十歳以上の老人世帯を対象に、週一回訪問して、食事や洗たく、つくろいものなどの家事の世話や相談相手になる制度です。現在十五名の奉仕員が七十六の家庭をお世話しています。この制度は非常に好評で、おとしよりは家庭奉仕員が訪問する日を心待ちにしておられます。

▼老人クラブ＝共通の悩みを話し合ったり、新しい時代に応じた知識を吸収することは、おとしよりにとってたいせつなことです。現在各学区や町などの地域を中心にして、二百十六の老人クラブが結成されており、約一万一千人のおとしよりが加入して、相互の親睦をはかり、教養を深め、あわせて健康の増進に努めておられます。

市では、こうした老人クラブの育成・助長をはかるため、クラブの活動運営費として一クラブに対して一万八千円の援助をしています。また、おとしよりのいこいの家「長生園」（宇品御幸四丁目）を設け、レクリエーションや集会場として利用してもらっています。

▼養護老人ホーム＝老人ホームは満六十五歳以上で身体的、経済的理由などのため、自宅で生活することが困難なおとしよりを収容する施設です。

・佐伯郡五日市町に、市立の老人ホーム喜生園があるほか、市内には私立の老人ホームとして、寿老園（山根町）、江波園（舟入南五丁目）、広島平和養老館（似島町）の三施設があります。市では、市内ばかりでなく、市外の老人ホームへの入所相談にも応じており、現在県内にある三十三の施設に三百二十三名の広島市のおとしよりを入所させています。

▼老人健康診査＝おとしよりが、健康で明るい生活を送られるためには、病気の早期発見に努め、よりよい健康管理を行なっていくことがたいせつです。そのため、満六十五歳以上のおとしよりを対象に、毎年一回、学区ごとに保健所で健康診査を行なっています。

▼敬老年金＝敬老年金は、高齢者の長寿を祝福して、敬老思想の高揚をはかるため、市独自の敬老年金条例にもとづいて支給されるものです。

二年以上市内に住んでいる人、市がお世話をして、市外の老人ホームや救護施設に収容した人で、市内居住期間と援護施設の収容期間が、合わせて二年以上になる八十五歳以上のおとしよりに対して年額五千円を「敬老の日」に支給しています。ことしの受給該当者は七百六十七人になっています。

これらの諸施策と並行して、ことし六月に老人の生活実態調査を行ないました。これは、今後の老人福祉行政を充実するため、市内に住む六十歳以上のおとしより約四万三千人の中から五千人を比例抽出して、家族関係や健康状態、老人福祉対策への要望などを調査したものです。

老人関係業務

担当課	業務内容		市内電話
福祉事務所 庶務課（福祉係）	老人クラブ	老人クラブの結成や運営の相談・助言に応じ、補助金を交付する。	310
	老人家庭奉仕員	身体上、精神上の障害により、日常生活を営むうえに支障がある老人家庭に奉仕員を派遣し、身のまわりの世話、相談、助言を行なう	588
	長生園（としよりの家）	老人のレクリエーションなどの場として無料で開放。	681
	「敬老の日」記念行事	毎年75、80、85、90、95歳になった老人と100歳以上の老人を記念式典に招待し、記念品を贈呈して長寿を祝う	
	養護施設	老人ホームへの入園相談や入園措置を行なう。	
福利課	敬老年金	市内に2年以上住んでいるか、市が市外の老人ホームや救護施設に収容した人で市内居住期間と援護施設の収容期間が合わせて2年以上になる満85歳以上の老人に支給する。	294 690
年金課	老齢福祉年金	満70歳以上の老人に支給する。ただし、所得制限などがある。	295 575
衛生課	老人健康診査	65歳以上の老人を対象として、東・西・南の各保健所で実施する。	744

恵まれない人たちへあたたかい手を

生活保護は自立更生の手助け

暮しに困っておられる人たちや病気で働けない人たちに健康で文化的な最低限度の生活を保証し、その自立を助けるのが生活保護の目的です。

こうした人たちの申請によって市福祉事務所の社会福祉主事（ケース・ワーカー）が生活状態や収入などを調査し、保護費を支給したり病気やケガの治療費を支給したりして、これらの世帯が自立更生できるように援助と指導を行なっています。保護には生活、住宅、教育、医療、生業出産、葬祭の七種類があります。

現在、三千百四十世帯、五千百九十九人が扶助を受けており、市民のうち百人にひとりは、何らかの理由で生活保護を受けていることになります。

わたくしたちみんなが、そろって健康で幸わせな、安定した毎日を送ることができたらどんなにすばらしいことでしょう。しかし、いろいろな事情で、恵まれない苦しい生活を送っている人たちが、市内には数多くおられます。市では、こうした恵まれない人たちのために、いろんな援護・育成の措置をとり、市民のみなさんの福祉向上に努めています。

九月には「老人福祉週間」をはじめとして、「身体障害者雇用促進運動」、「働く婦人の福祉運動」など、数々の社会福祉活動が展開されます。この機会に、今回は、市の福祉行政の現状をお知らせするとともに、不幸な宿命を負わされた人たちが、少しでも明るい社会生活が送れるよう、今後とも市民のみなさんのいっそうのご理解とご援助をお願いします。

身障者の"社会復帰"を援助

身体障害者は家庭生活や社会生活上、多くのハンディキャップを背おっておられます。市では、体に障害のある人たちが、能力や特技を生かして自立できるように相談や援護を行なっています。

現在、身体障害者手帳の交付を受けている人は六千二百八十人にのぼっています。手帳交付者には税金の減免や国鉄・バス運賃の割引きなどの便宜をはかっているほか、盲人安全づえや義肢、車イスなどの補装具の交付と修理、自立更生のための医療費の給付などにより、社会生活を営んで行くための援護に努めています。また、家庭生活を援護するため、七人の家庭奉仕員が二十九世帯を訪問して身のまわりのお世話をしています

こうした援護と並行して身体障害者に自立更生をしてもらうためその人の適性をさぐり出し、適当な職場の選択に努め"社会復帰"にも力をそそいでいます。こうしてハンディキャップをとりのぞいたり、軽くしたりして、できるだけ一般市民のみなさんの生活条件や生活環境に近づけるため努力していますが、身障者自身も、自らも進んで障害を克服し、一般社会に復帰できるよう努力していただきたいと思います。

母子家庭に生活資金を貸付け

経済的、精神的な支柱になる父親がいない母子家庭では、母親は職業生活と家事、育児の生活の両方を果たさなければならず、肉体的にも精神的にも、大きな苦労を背おっておられることになります

こうした母子家庭は現在三百三十世帯あり、市では母子寮や母子家庭用市営住宅などを建設して住居をあっせんするほか、修学資金や就職支度資金などの貸付けを行なったり、生活相談や母子相談に応じたりして、経済的な自立と日常生活の向上をはかっています。

× × ×

このほか、福祉事務所では、精薄者に関すること、保育園への入園、助産所関係などの仕事を受け持っています。

衣・食生活の合理化をテーマに

十月三日から天満屋で「かしこい消費者展」を開催

わが国のめざましい経済成長はわたくしたちの日常生活を向上させ、消費水準を高めるとともに、さまざまな変革をもたらしました いっぽう、物価が上昇し、多くの種類の商品がたくさん出まわることによって、販売競争や宣伝広告がはげしさを増し、いまや、わたくしたちの日常の消費生活はますます混乱し、不安をまねいています。

昨年五月「消費者保護基本法」が制定され、消費者はもとより、業界などにおいても消費問題に対する関心はいっそう高まっています。とくに、広島市では物価高を反映して、消費問題に対する関心は非常に高く、消費者の盛りあがりはしだいに大きくなってきています。

このような状況にある今日、全消費者がもっと経済知識を持ち、食品衛生に関心を示し、商品を選たくする目を養うなど、しっかりした消費態度を身につけ、みんなが力を合わせて、安定した消費生活が送れるようにしなければなりません。

市では、みなさんの消費生活の向上に役だてていただくため、県商工会議所と共催して、十月三日から六日間、第三回「かしこい消費者展」を開催します。

今回は、わたくしたちの日常生活に直結し、みんなが大きな関心を持っている衣生活・食生活の合理化をテーマに、実物・実演などをふんだんに取り入れておりますしたがって、みなさんの高い関心を集めるものと期待しています。

市民のみなさん、おさそい合わせのうえ多数ご来場ください。入場料はいりません。

とき／十月三日（金）から十月八日（水）まで。

ところ／天満屋広島店六階催し場

展示内容／◇かしこい消費者＝ゆたかさの中の消費者（グラフ・イラスト）　みんなで取り組む消費者問題（写真）　盛りあがる消費者活動（写真）◇あなたはどれを選びますか＝商品選択コーナー（実物）◇衣生活の合理化＝繊維の選びかた・取り扱いかた（実物実演）　クリーニングの知識（実物・実演）◇選ぶ消費者＝食品の安全（実物・実演）　表示とマーク（実物）　正しい目かたで買い物を（実物・実演）　表示と商品のスキ間（実物）◇食品の合理化＝鮮魚（実物実演）　食肉（実物・実演）　米（実物）　牛乳（実物）◇電気・ガスの安全性・経済性（実物・実演）

十月七日に開催する「かしこい消費者教室」へどうぞ

「これからの消費者は、どのような消費態度を身につけたらよいか」をテーマに、一日消費者教室が開設されます。おそろいでおでかけください。

とき／十月七日（火）午後一時から同四時まで。

ところ／中国新聞社三階ホール

昨年の「かしこい消費者展」で好評だった調理・試食コーナー

（胡町の旧館）

講座・講師／◇物価とこれからのくらし＝伊賀神戸商大教授◇企業の販売戦略とこれからの消費者＝中川広島商大教授

十月十九日までに 福屋百貨店店舗の増加に対して ご意見のある人は通産省へ

（現在の床面積は一万五千三百七十九平方㍍です）で、この増加しようとする店舗で営もうとする営業の種類は、衣料品、身のまわり品、雑貨、家庭用品、食料品の販売業になっています。

利害関係のある事業者やその団体の関係者などで、店舗の床面積増加に対して意見をのべたい人は①氏名か名称と住所②事業者の場合はその事業の種類③略歴（法人や団体の場合は事業の沿革）④意見――を記載した文書を、九月十九日までに到着するよう、通産省企業局商務第二課（東京都千代田区霞が関一丁目三―一）へ提出してください。

このほか、くわしいことは市役所商工課（電話四五―二一一一内線三三二）か広島通産局商工課（電話二八―五二五一内線四一）へお問い合わせください。

◇　◇

このたび、株式会社福屋から、百貨店店舗の床面積の増加申請が通産省へ提出されました。通産省では、これを百貨店審議会（小汀利得会長）へし問しております。

株式会社福屋からの申請理由は①既存の建物に接続して地下二階、地上八階、塔屋三階建ての建物を増築し、そのうち地下一階から地上八階までの各階と塔屋一階の一部を店舗にするため②既存の地下一階から地上八階までの各階の非店舗の一部を店舗に転用するため――となっています。また、増加しようとする店舗の床面積は七千八百三十五平方㍍までの各階の非店舗の一部を店舗に転用するため――となっています。また、増加しようとする店舗の床面積は七千八百三十五平方㍍

九月一日から指定医療機関で 無料になる予防接種

予防接種を受けられる時期がきまったら、保健所から予防接種票と指定医療機関一覧表を送りますので、予防接種票をご持参のうえ、指定医療機関で接種を受けてください。乳幼児の場合は、母子健康手帳をいっしょにご持参ください。病気などで受けられない人は、期間後でもけっこうですから、早めに受けてください。

このたび受けられる乳幼児・児童の対象者はつぎのとおりです。

◇乳児（生後二か月～七か月）四十四年二月一日から四十四年七月三十一日までに生まれたもの＝種痘一期、ジフテリア・百日ゼキ破傷風（混合）一期（三回接種）◇幼児（一期終了後十二か月）四十三年二月一日から四十三年七月三十一日までに生まれたもの＝ジフテリア・百日ゼキ・破傷風（混合）二期（一回接種）◇幼児（小学校入学前六か月）三十八年四月二日から三十九年四月一日までに生まれたもの＝種痘二期、ジフテリア三期◇児童（小学校卒業前六か月）三十二年四月二日から三十三年四月一日までに生まれたもの＝種痘三期、ジフテリア四期。

この予防接種に関するくわしいお問い合わせは市役所衛生課（電話四五―二一一一内線七四四）、東保健所（電話四一―一一五一）西保健所（電話三一―二〇六七）南保健所（電話五一―五三一六）のいずれかへお願いします。

一万円の死亡葬祭料を支給

特別被爆者に対する新しい措置

ことしの四月一日以降に死亡された特別被爆者（特別被爆者手帳を持っていた人）の葬祭を行なった人に対して、新しく国がひとり一万円の葬祭料を支給することになりました。ただし、その死亡が原爆の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合――たとえば、先天性遺伝疾病や労働災害天災、交通事故によるもの、自殺闘争、泥酔による自傷にもとづく死亡などには支給されません。

市では、十月一日から種痘、ジフテリア・百日ゼキ・破傷風（混合）、ジフテリアの定期予防接種を行ないます。接種を受ける場所は、市が接種を全面委託している指定医療機関で、十月一日から十二月三十一日までの指定期間内であれば、いつでも、どこででも受けられます。これまでは有料でしたが、今回からは料金はいりませんので、ひとりでも多く受けてください。

該当者は、つぎの書類を提出して手続きをしてください。

①死亡診断書か死体検案書一通②死亡した特別被爆者の住民票か消除された住民票の写し一通③葬祭料支給申請書（用紙は各出張所にあります）

くわしいことは市役所原爆被害対策課（電話四五―二一一一内線八一九）へおたずねください。

なお、被爆者手帳の書き替えは九月中にしてください。

濁り水やさび水にご注意を

配水管切替え作業のため

緑井浄水場の運転開始に伴って配水系統を変えるための第二次配水管の切替え作業を、別表の日程で行ないます。切替え作業は水の使用が少ない夜間に行ないますが濁り水やさび水が出たりして、ごめいわくをおかけする場合もあるかと思います。一部の地区では切替日の翌日午前中ごろまで影響する場合も予測されますので、必ず半日分ぐらいの「ため水」を用意しておいてください。引き続いて濁り水が出る場合は、水道局管理部（電話四五―三二六一）までご連絡ください。

いろいろごめいわくをおかけしますが、事情をおくみとりいただき、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

×　×

切替日	作業時間	濁り水などの影響がある地区
9月16日（火）	午後9時から翌朝午前10時まで（雨天順延、小雨の場合は行ないます）	祇園町向地　大宮一・二丁目　大芝一・二丁目　大芝公園　三篠北町　三篠町一丁目～三丁目　三滝町　打越町　楠木町一丁目～四丁目　横川新町　横川町一丁目～三丁目　小河内町一・二丁目　中広町一丁目～三丁目　南三篠町　上天満町　天満町　都町　福島町　東観音町　西観音町　観音町　福島町一・二丁目　広瀬北町　寺町　広瀬町　西十日市町　十日市町一・二丁目　本川町一丁目～三丁目　椹町　堺町一・二丁目　猫屋町　小網町　土橋町　舟入町　河原町
9月18日（木）	午後9時から翌朝午前10時まで（雨天順延、小雨の場合は行ないます）	中島町　加古町　住吉町　吉島町　羽衣町　吉島東一丁目～三丁目　吉島西一丁目～三丁目　吉島新町一・二丁目　光南一丁目～六丁目　南吉島一・二丁目　千田町一丁目～三丁目　南千田東町　南千田西町　大手町五丁目

募集

市営店舗入居者

▦横川店舗
所在地／三篠町一丁目
募集戸数／二戸
家賃／月額四千百円
敷金／八千二百円
募集業種／クリーニング、軽飲食
▦戸坂桜が丘店舗
所在地／戸坂町桜が丘団地
募集戸数／一戸
家賃／月額一万七千五百円
敷金／三万五千円
募集業種／洋裁
◇申込み資格／市内に居住し、独立の生計を営む人で、三年以上の営業実績を持ち、年間の総所得金額の十二分の一が、横川店舗の場合は家賃の六倍、桜が丘店舗の場合は家賃の三倍以上であること。
◇受付け期間／九月十八日（木）から九月二十日（土）まで。午前八時三十分から午後五時まで（ただし、二十日は正午まで）
◇受付け場所／住宅管理課（市役所中庁舎二階）
くわしいことは、市役所住宅管理課（電話四五―二一一一内線六三〇）へお問い合わせください。

市民講座参加者

講座内容と講師／①「初心者のためのコンピューター入門」諸富忠敬氏ほか＝十月二十日（月）から十月二十四日（金）毎日午後六時から同八時まで　②「教育訓練と能力開発」筒井敏雄氏＝十月二十七日（月）から十月三十一日（金）毎日午後六時から同八時まで。
ところ／平和記念館第三会議室
参加資格／①満二十歳以上で、市内に住所か勤務場所がある人（学歴は問わない）②期間中、休まずに出席できる人
定員／各百名
受講料／無料（ただし、「教育訓練と能力開発」講座は教材費三十五円が必要）
受付け期間／九月二十九日（月）から十月四日（土）まで。
申込み方法／往復ハガキに受講希望科目、住所、氏名、年齢、勤務先を書いて、中央公民館（中島町一―二　平和記念館内）へ申し込む。申込み数が定員をこえた場合は抽せんで受講者を決定する。
くわしいことは、中央公民館（平和記念館内　電話四一―五二四六）か基町中央公民館（電話二一―五九四三）へおたずねください。

市民サイクリング参加者

とき／九月二十一日（日）雨天の場合は九月二十三日（火・祝日）に変更
目的地／安佐郡可部町　柳瀬（往復四十二キロ　一般向き）
対象／青少年を中心とした市民
集合場所と時刻／市役所前広場に午前八時三十分までに集合する。
申込み先／県サイクリング協会事務所（東平塚町一〇―一〇）
申込み期限／九月二十日（土）
申込み方法／官製ハガキに「第六十八回市民サイクリング申込書」と書き、住所、職業か学校名、年齢、性別、連絡先電話（呼び出しも含む）を記入して申し込む。
くわしいことは、県サイクリング協会事務所（電話四三―〇二二六）へおたずねください。

市民ハイキング参加者

とき／九月二十八日（日）雨天の場合は十月五日（日）に変更
目的地／三滝・茶臼山（徒歩往復約十二キロ　家族向き）
集合場所と時刻／国鉄横川駅に午前八時三十分から同八時五十分までに集合する。
申込み先／市教育委員会保健体育課（国泰寺町一丁目六―三四）
申込み期限／九月二十七日（土）
申込み方法／官製ハガキに「第百三十八回市民ハイキング参加申込書」と書き、住所、氏名（ふりがなつき）、職業か学校名、年齢、性別、連絡先電話（呼び出しも含む）を記入して申し込む。
くわしいことは、市教育委員会保健体育課（電話四五―二一一一内線六四一）へおたずねください

施設見学会参加者

とき／九月二十五日（木）午前九時から午後三時三十分まで。
見学する施設／社会福祉センター千田下水処理場　中消掃事務所　ユース・ホステル　牛田浄水場　永安館（変更することがある）
集合／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合してください。
申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一一内線五〇九）へ必ず電話で申し込んでください。
その他／①定員は五十五名（定員になりしだい締め切る）②昼食、雨具はご持参ください。

9月19日に「1日総合相談室」を

とき／9月19日（金）午前10時から午後4時まで。
ところ／市役所本庁舎3階講堂
参加機関／中国管区行政監察局　法務局　労働基準局　国税局　家庭裁判所　県　市　中央児童相談所　精神薄弱者更生相談所　身体障害者更生相談所　教育研究所　東・西・南警察署　県税事務所　東・西社会保険事務所　農林事務所　土木建築事務所　専売公社　中央放送局　電信電話公社電報電話相談所　自動車損害賠償責任保険査定事務所

9月20日に犬の慰霊祭を

昭和25年から今日まで、飼犬管理事務所で処分した10数万頭の犬の霊をなぐさめるため、慰霊祭を行ないます。
過去に犬を犠牲にしたり、病気などで愛犬が死亡したりしたことのある人は、ぜひこの慰霊祭に参列して犬の霊をなぐさめてやってください。
とき／9月20日（日）午前10時30分から
ところ／犬魂碑前（富士見町11―27　東保健所構内）